

福岡県公報

平成17年4月6日
第2372号

目次

告示(第739号-第760号)

○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (商業・地域経済課) ……………	1
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (商業・地域経済課) ……………	1
○土地改良区の換地処分 (農地計画課) ……………	2
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……………	2
○町の字の区域及び名称の変更 (地方課) ……………	2
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (生活文化課) ……………	5
○都市計画事業の事業計画の変更の認可 (下水道課) ……………	5
○都市計画事業の事業計画の変更の認可 (下水道課) ……………	5
○都市計画事業の事業計画の変更の認可 (下水道課) ……………	6
○都市計画事業の事業計画の変更の認可 (下水道課) ……………	6
○特定非営利活動法人設立の認証申請 (生活文化課) ……………	6
○特定非営利活動法人設立の認証申請 (生活文化課) ……………	6
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (生活文化課) ……………	7
○町の廃置分合 (地方課) ……………	7
○町村の廃置分合 (地方課) ……………	7
○市町の廃置分合 (地方課) ……………	7
○市町の廃置分合 (地方課) ……………	7
○市町の廃置分合 (地方課) ……………	8
○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し (税務課) ……………	8

○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し (税務課) ……………	8
○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し (税務課) ……………	8
○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し (税務課) ……………	8

監査委員

○監査結果の公表 (監査委員事務局監査第二課) ……………	9
○監査結果の公表 (監査委員事務局監査第二課) ……………	18

公安委員会

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく少年指導委員の委嘱 (警察本部少年課) ……………	29
○警備員指導教育責任者講習の実施 (警察本部生活安全総務課) ……………	33

再掲

○村の字の名称の変更 (地方課) ……………	34
---------------------------	----

告示

福岡県告示第739号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成17年4月6日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 柳川ショッピングモール
 - (2) 所在地 山門郡三橋町大字藤吉字四町八反513番1 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第740号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成17年4月6日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 柳川ショッピングモール

(2) 所在地 山門郡三橋町大字藤吉字四町八反513番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

福岡県告示第741号

土地改良区から、次のように換地処分をした旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定により公告する。

平成17年4月6日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良区名	換地処分をした地域	換地処分年月日
宮田町本城竜徳土地改良区	鞍手郡宮田町大字宮田、大字本城及び大字竜徳 (本城竜徳地区二工区換地区)	平成17年3月16日

福岡県告示第742号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年4月6日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫野市大字針摺172番2、172番7、172番8から172番11まで及び173番2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

筑紫野市大字針摺384番地2

八尋 克三

福岡県告示第743号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、宇美町長から宇美町の字の区域及び名称を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、平成17年8月27日から効力を生ずるものとする。

平成17年4月6日

福岡県知事 麻 生 渡

別図1の区域内の字の区域及び名称を別図2のように変更する。

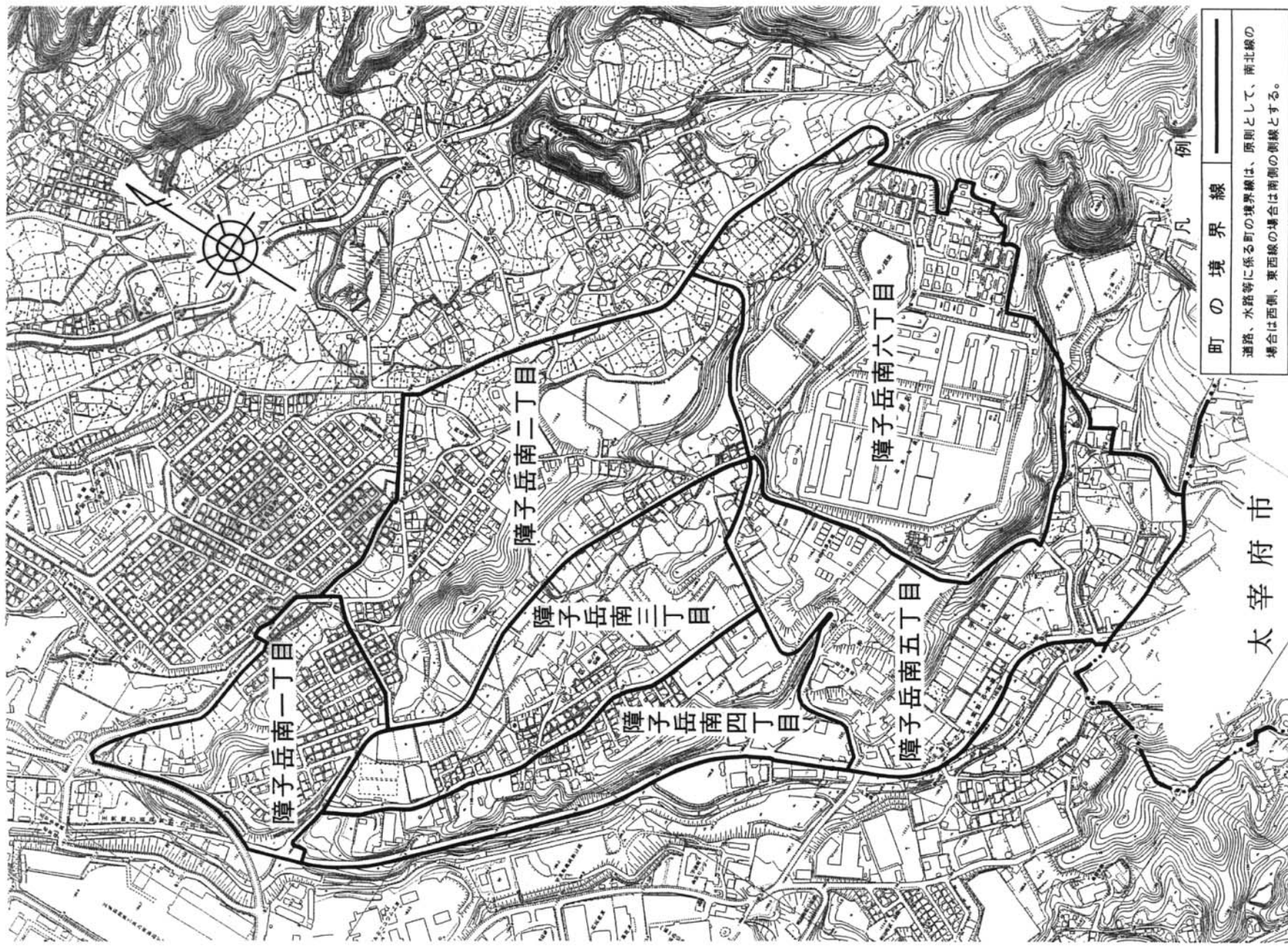
別図1

縮尺1:8,000



別図2

縮尺1:8,000



福岡県告示第744号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年4月6日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成17年3月15日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称

特定非営利活動法人福岡地域福祉サービス協会

- (2) 代表者の氏名

佐々木 秀隆

- (3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市博多区千代4丁目24番20号

- (4) 定款に記載された目的

（旧）この法人は、虚弱や寝たきり疾病などにより社会的援助が必要な高齢者及びその他の人に対して、ホームヘルプサービスに関する事業等をおこない、また障害者が安心して福祉サービスを利用できるように支援費制度に関する事業をおこなう。それを通じて、人間らしく生きる権利を守り、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

（新）この法人は、虚弱や寝たきり疾病などにより社会的援助が必要な高齢者及びその他の人に対して、ホームヘルプサービスに関する事業、一般乗用旅客（患者等輸送事業）自動車運送事業等をおこない、また障害者が安心して福祉サービスを利用できるように支援費制度に関する事業をおこなう。それを通じて、人間らしく生きる権利を守り、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第745号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成12年9月福岡県告示第1425号瀬高都市計画下水道事業瀬高町公共下水道（瀬高町施行）の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年4月6日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 事業施行期間
平成12年9月22日から平成20年3月31日まで
- 2 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第746号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成11年5月福岡県告示第865号広川都市計画下水道事業広川公共下水道（広川町施行）の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年4月6日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 事業施行期間
平成11年5月12日から平成20年3月31日まで
- 2 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第747号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成10年12月福岡県告示第2115号八女都市計画下水道事業八女市公共下水道（八女市施行）の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年4月6日

福岡県知事 麻 生 渡

1 事業施行期間

平成10年12月25日から平成20年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第748号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成10年10月福岡県告示第1735号筑後都市計画下水道事業筑後市公共下水道（筑後市施行）の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年4月6日

福岡県知事 麻 生 渡

1 事業施行期間

平成10年10月23日から平成20年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第749号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年4月6日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年2月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人日本セラピューティック・ケア協会

(2) 代表者の氏名

秋吉 美千代

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県太宰府市五条二丁目6番1号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、「すべての人に尊厳と幸せを」を基本理念として、セラピューティック・ケアその他メンタル・ケアの技術を広く一般に普及するとともに、その技術をコミュニケーションの手段として活用し、広め、応用し地域社会全般にやさしいふれあいの輪を広げるなど、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第750号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年4月6日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年3月7日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人NITカウンタボードSBO会

(2) 代表者の氏名

小田 徹

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県京都郡苅田町新津一丁目11番地1 西日本工業大学内

(4) 定款に記載された目的

この法人は、社会や学校において競技スポーツを実施する選手・指導者及びスポーツを普及・振興する人々などに対して、リサイクル可能な資源を有効活用した環境にやさしいスポーツ付属施設・設備充実を図る事業を行い、スポーツの振興、子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

福岡県告示第751号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年4月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年3月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人武光福祉会

(2) 代表者の氏名

川上 嘉康

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県朝倉郡三輪町大字高田2315番地の3

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や児童青少年をはじめとする一般市民に対して、介護保険法に基づく居宅サービス事業、高齢者向け有料賃貸住宅供給事業などの福祉の増進を図る事業を行なうとともに、福祉教育の推進、健康に暮らせるまちづくりを図り、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第752号

平成17年3月28日付けで、地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定に基づき、平成18年3月6日から田川郡金田町、同郡赤池町及び同郡方城町を廃し、その区域をもって田川郡福智町を置く処分を行った。

平成17年4月6日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県告示第753号

平成17年3月28日付けで、地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定に基づき、平成17年10月11日から築上郡新吉富村及び同郡大平村を廃し、その区域をもって築上郡上毛町を置く処分を行った。

平成17年4月6日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県告示第754号

平成17年3月28日付けで、地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定に基づき、平成18年2月11日から鞍手郡宮田町及び同郡若宮町を廃し、その区域をもって宮若市を置く処分を行った。

平成17年4月6日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県告示第755号

平成17年3月28日付けで、地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定に

基づき、平成18年3月27日から山田市、嘉徳郡稲築町、同郡碓井町及び同郡嘉徳町を廃し、その区域をもって嘉麻市を置く処分を行った。

平成17年4月6日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県告示第756号

平成17年3月28日付けで、地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定に基づき、平成18年3月26日から飯塚市、嘉徳郡筑穂町、同郡穂波町、同郡庄内町及び同郡頼田町を廃し、その区域をもって飯塚市を置く処分を行った。

平成17年4月6日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県告示第757号

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第91条の3第2項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、福岡県税事務処理規程（昭和48年9月福岡県訓令第16号）第135条の規定により次のように告示する。

平成17年4月6日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 特約業者の氏名又は名称
株式会社 丸二商会（代表取締役 江頭 毅）
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地
福岡県福岡市博多区石城町3番11号
- 3 特約業者の指定取消年月日
平成17年1月31日

福岡県告示第758号

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第91条の3第2項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、福岡県税事務処理規程（昭和48年9月福岡県訓令第16号）第135条の規定により次のように告示する。

平成17年4月6日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 特約業者の氏名又は名称
陶山 隆
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲598番地の2
- 3 特約業者の指定取消年月日
平成16年12月31日

福岡県告示第759号

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第91条の3第2項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、福岡県税事務処理規程（昭和48年9月福岡県訓令第16号）第135条の規定により次のように告示する。

平成17年4月6日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 特約業者の氏名又は名称
山下石油 株式会社（代表取締役 山下 哲郎）
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地
福岡県福岡市中央区天神三丁目10番5号
- 3 特約業者の指定取消年月日
平成17年2月28日

福岡県告示第760号

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第91条の3第2項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、福岡県税事務処理規程（昭和48年9月福岡県訓令第16号）第135条の規定により次のように告示する。

平成17年4月6日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 特約業者の氏名又は名称

有限会社 福和興産 (代表取締役 酒見 正)

2 主たる事務所又は事業所の所在地

福岡県糟屋郡新宮町大字的野字香ノ木741番地の22

3 特約業者の指定取消年月日

平成17年2月1日

監査委員

監査公表第28号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第4項の規定に基づく定期監査を教育委員会出先機関の福岡教育事務所等153か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成17年4月6日

福岡県監査委員	福本義雄
同	市村昭三
同	進谷庸助
同	入江種文

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

教育委員会の出先機関153機関に係る定期監査は、平成15年10月1日から平成16年9月30日までの12か月間を監査対象期間とし、平成16年11月10日から平成17年1月20日までの実日数28日間で、次のとおり実施した。

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
福岡教育事務所	平成15年10月1日から 平成16年9月30日まで	平成16年11月15日から 平成16年11月18日まで
九州教育事務所	〃	平成16年11月24日から 平成16年11月26日まで
北筑後教育事務所	〃	平成16年11月10日から 平成16年11月11日まで
南筑後教育事務所	〃	平成16年12月1日から 平成16年12月2日まで
筑豊教育事務所	〃	平成16年11月10日から 平成16年11月11日まで
京築教育事務所	〃	平成16年12月1日から 平成16年12月2日まで
教育センター	〃	平成16年11月12日
体育研究所	〃	平成17年1月20日
美術館	〃	平成16年12月3日
図書館	〃	平成17年1月20日
社会教育総合センター	〃	平成17年1月20日
英彦山青年の家	〃	平成17年1月20日
少年自然の家「玄海の家」	〃	平成16年11月12日
九州歴史資料館	〃	平成16年12月3日
築上東高等学校	〃	平成17年1月17日
築上中部高等学校	〃	平成17年1月17日
築上北高等学校	〃	平成17年1月17日
青豊高等学校	〃	平成17年1月17日

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
築上西高等学校	平成15年10月1日から 平成16年9月30日まで	平成16年12月16日
豊津高等学校	〃	平成16年12月10日
苅田工業高等学校	〃	平成17年1月17日
京都高等学校	〃	平成16年12月16日
行橋高等学校	〃	平成17年1月17日
門司高等学校	〃	平成16年12月15日
門司北高等学校	〃	平成16年12月15日
門司商業高等学校	〃	平成17年1月17日
大里高等学校	〃	平成17年1月17日
小倉南高等学校	〃	平成16年12月9日
小倉商業高等学校	〃	平成17年1月17日
小倉高等学校	〃	平成16年12月7日
小倉工業高等学校	〃	平成17年1月18日
小倉西高等学校	〃	平成17年1月18日
北九州高等学校	〃	平成16年12月9日
小倉東高等学校	〃	平成17年1月18日
戸畑高等学校	〃	平成17年1月17日
ひびき高等学校	〃	平成16年12月8日
戸畑工業高等学校	〃	平成16年12月8日
若松高等学校	〃	平成17年1月17日
若松商業高等学校	〃	平成17年1月17日

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
八幡高等学校	平成15年10月1日から 平成16年9月30日まで	平成17年1月14日
八幡中央高等学校	"	平成17年1月18日
八幡工業高等学校	"	平成17年1月17日
八幡南高等学校	"	平成16年12月22日
北筑高等学校	"	平成16年12月22日
東筑高等学校	"	平成17年1月17日
折尾高等学校	"	平成17年1月17日
中間高等学校	"	平成17年1月17日
遠賀高等学校	"	平成17年1月13日
宗像高等学校	"	平成16年12月21日
光陵高等学校	"	平成16年12月21日
水産高等学校	"	平成17年1月17日
玄界高等学校	"	平成16年12月17日
新宮高等学校	"	平成16年12月17日
福岡魁誠高等学校	"	平成17年1月13日
須恵高等学校	"	平成17年1月17日
宇美商業高等学校	"	平成17年1月18日
香住丘高等学校	"	平成17年1月14日
香椎高等学校	"	平成17年1月13日
香椎工業高等学校	"	平成17年1月14日
博多青松高等学校	"	平成17年1月18日

監査対象機関名		監査対象期間	監査実施期間
福岡高等学校	校	平成15年10月1日から 平成16年9月30日まで	平成17年1月18日
筑紫丘高等学校	校	〃	平成16年12月22日
柏陵高等学校	校	〃	平成16年12月22日
福岡中央高等学校	校	〃	平成17年1月18日
城南高等学校	校	〃	平成16年12月17日
修猷館高等学校	校	〃	平成16年12月21日
福岡工業高等学校	校	〃	平成16年12月17日
西福岡高等学校	校	〃	平成17年1月18日
早良高等学校	校	〃	平成16年12月21日
玄洋高等学校	校	〃	平成17年1月18日
筑前高等学校	校	〃	平成17年1月18日
春日高等学校	校	〃	平成16年12月7日
太宰府高等学校	校	〃	平成16年12月9日
福岡農業高等学校	校	〃	平成17年1月18日
筑紫中央高等学校	校	〃	平成16年12月7日
武蔵台高等学校	校	〃	平成17年1月18日
筑紫高等学校	校	〃	平成16年12月9日
糸島高等学校	校	〃	平成17年1月18日
糸島農業高等学校	校	〃	平成17年1月19日
小郡高等学校	校	〃	平成16年12月10日
三井高等学校	校	〃	平成17年1月19日

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
久留米筑水高等学校	平成15年10月1日から 平成16年9月30日まで	平成17年1月19日
明善高等学校	"	平成17年1月14日
久留米高等学校	"	平成17年1月14日
三潞高等学校	"	平成17年1月18日
大川高等学校	"	平成16年12月22日
大川工業高等学校	"	平成17年1月18日
大川樟風高等学校	"	平成16年12月22日
伝習館高等学校	"	平成16年12月22日
山門高等学校	"	平成17年1月18日
三池高等学校	"	平成17年1月13日
三池工業高等学校	"	平成17年1月19日
三池農業高等学校	"	平成16年12月21日
大牟田南高等学校	"	平成17年1月19日
大牟田北高等学校	"	平成17年1月13日
大牟田商業高等学校	"	平成16年12月21日
ありあけ新世高等学校	"	平成16年12月21日
八女高等学校	"	平成17年1月19日
八女工業高等学校	"	平成17年1月19日
福岡島高等学校	"	平成16年12月16日
八女農業高等学校	"	平成17年1月19日
黒木高等学校	"	平成16年12月16日

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
浮羽工業高等学校	平成15年10月1日から 平成16年9月30日まで	平成16年12月17日
浮羽高等学校	"	平成16年12月17日
浮羽東高等学校	"	平成17年1月19日
朝倉高等学	"	平成16年12月15日
朝倉東高等学	"	平成17年1月19日
朝倉農業高等学	"	平成16年12月15日
朝羽高等学	"	平成17年1月19日
田川高等学	"	平成16年12月7日
田川農林高等学	"	平成16年12月7日
東鷹高等学	"	平成17年1月20日
田川工業高等学	"	平成16年12月8日
西田川高等学	"	平成16年12月9日
田川商業高等学	"	平成17年1月20日
山田高等学	"	平成17年1月20日
嘉穂工業高等学	"	平成17年1月20日
稲築志耕館高等学	"	平成16年12月10日
嘉穂高等学	"	平成17年1月20日
嘉穂東高等学	"	平成17年1月20日
嘉穂中央高等学	"	平成17年1月20日
鞍手高等学	"	平成17年1月20日
直方高等学	"	平成16年12月15日

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
筑豊高等学校	平成15年10月1日から 平成16年9月30日まで	平成17年1月20日
筑豊工業高等学校	"	平成16年12月16日
西鞍手高等学校	"	平成17年1月20日
鞍手農業高等学校	"	平成16年12月16日
鞍手商業高等学校	"	平成17年1月20日
鞍手竜徳高等学校	"	平成16年12月16日
福岡盲学校	"	平成16年12月8日
柳河盲学校	"	平成17年1月19日
北九州盲学校	"	平成17年1月14日
福岡高等盲学校	"	平成16年12月8日
福岡豊豊学校	"	平成17年1月19日
久留米豊豊学校	"	平成17年1月19日
小倉豊豊学校	"	平成16年12月7日
直方豊豊学校	"	平成16年12月15日
福岡高等豊豊学校	"	平成17年1月19日
福岡養護学校	"	平成17年1月18日
田主丸養護学校	"	平成17年1月20日
直方養護学校	"	平成16年12月8日
築城養護学校	"	平成16年12月10日
川崎養護学校	"	平成16年12月9日
小郡養護学校	"	平成17年1月19日

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
筑後養護学校	平成15年10月1日から 平成16年9月30日まで	平成17年1月20日
北筑前養護学校	〃	平成17年1月19日
嘉穂養護学校	〃	平成16年12月10日
養護学校「福岡高等学園」	〃	平成16年12月10日
養護学校「北九州高等学園」	〃	平成17年1月13日
古賀養護学校	〃	平成17年1月19日
育徳館中学校	〃	平成16年12月10日
門司学園中学校	〃	平成16年12月15日
輝翔館中等教育学校	〃	平成16年12月16日

2 監査の主眼

今回の監査は、福岡教育事務所等153か所の教育委員会出先機関及び県立学校における収入、支出、人件費、契約、公有財産、物品、債権等財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施し、特に旅費、時間外勤務手当の執行状況、授業料の減免状況並びに庁舎管理等業務委託の契約状況に主眼を置いた。

また、このうち貸金及び旅費については、特に事実確認調査を含む監査を実施した。

3 監査の範囲

今回実施した監査の範囲は、おおむね次のとおりである。

- (1) 収入
 - 教育使用料、教育手数料、財産貸付収入、生産物売払収入、雑入等の調定時期及び収入状況
- (2) 支出
 - 賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、扶助費等の支出事務
- (3) 人件費
 - 報酬、給料及び諸手当の認定及び支給事務
- (4) 契約
 - 契約の締結及び履行確認の状況
- (5) 公有財産
 - 土地、建物、工作物、樹木等の増減及び管理状況
- (6) 物品
 - 取得、管理及び処分状況

(7) 債権

債権管理の状況

第2 監査の結果

各監査対象機関における財務に関する事務は、次のとおり一部の機関において是正を要するものが見受けられた。

福岡教育事務所

元教諭の給与等の返納金338,355円が収入未済となっている。

香椎工業高等学校

全日制課程授業料で、360,000円が収入未済となっている。

直方聾学校

小倉聾学校が行った扶養手当の返納処理において、支給要件を欠くこととなった期間の算定誤りがあったため588,862円（1件）が支給過となっている。

他は、おおむね適正に執行されていると認められた。

監査公表第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政的援助等に係る監査（平成16年12月9日から平成17年2月10日まで実施分）を財団法人福岡県環境保全公社等35団体について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成17年4月6日

福岡県監査委員	福本義雄
同	市村昭三
同	進谷庸助
同	入江種文

第1 監査の概要

1 監査対象団体、監査対象期間及び監査実施期間

(1) 監査対象団体

財団法人 福岡県環境保全公社 等35団体

(2) 監査対象期間

平成15年度（県が平成15年度に行った財政的援助の属する年度）

(3) 監査実施期間

平成16年12月9日（木）から平成17年2月10日（金）まで 実日数20日間、延日数48日間

監 査 対 象 団 体	監 査 対 象 期 間	監 査 実 施 期 間
財団法人 福岡県環境保全公社	平成15年度	平成16年12月9日から 平成16年12月10日まで
学校法人 沖学園 沖学園高等学校	"	平成16年12月15日から 平成16年12月15日まで
学校法人 杉森女子学園 杉森女子高等学校	"	平成16年12月15日から 平成16年12月15日まで
学校法人 福智学園 福智高等学校	"	平成16年12月15日から 平成16年12月15日まで
福岡県漁業信用基金協会	"	平成16年12月16日から 平成16年12月17日まで
日本遠洋底曳網漁業信用基金協会	"	平成16年12月21日から 平成16年12月21日まで
学校法人 村端学園 志井幼稚園	"	平成17年1月12日から 平成17年1月12日まで
学校法人 博多学園 博多幼稚園	"	平成17年1月12日から 平成17年1月12日まで
社会福祉法人 福岡県盲人協会	"	平成17年1月12日から 平成17年1月12日まで
大牟田リサイクル発電株式会社	"	平成17年1月13日から 平成17年1月14日まで
財団法人 福岡県職員互助会	"	平成17年1月13日から 平成17年1月14日まで
財団法人 福岡県警察職員互助会	"	平成17年1月13日から 平成17年1月14日まで
社団法人 福岡市医師会	"	平成17年1月19日から 平成17年1月19日まで
財団法人 福岡県看護等研究研修センター	"	平成17年1月19日から 平成17年1月19日まで
財団法人 福岡県建築住宅センター グリーンプリアン	"	平成17年1月19日から 平成17年1月21日まで

監査対象団体	監査対象期間	監査実施期間
福岡県商工会連合会	平成15年度	平成17年1月20日から 平成17年1月21日まで
福岡県土地改良事業団体連合会	"	平成17年1月20日から 平成17年1月21日まで
特定非営利活動法人 高度IT人材アカデミー	"	平成17年1月26日から 平成17年1月26日まで
職業訓練法人 北九州地区職業訓練協会	"	平成17年1月26日から 平成17年1月26日まで
職業訓練法人 福岡地区職業訓練協会	"	平成17年1月26日から 平成17年1月26日まで
社団法人 福岡県私立学校福祉会	"	平成17年1月27日から 平成17年1月28日まで
社団法人 福岡県私立幼稚園退職金基金社団	"	平成17年1月27日から 平成17年1月28日まで
社団法人 福岡県トラックス協会	"	平成17年1月27日から 平成17年1月28日まで
社団法人 福岡県バス協会	"	平成17年2月2日から 平成17年2月2日まで
行橋商工会議所	"	平成17年2月2日から 平成17年2月2日まで
大野城市商工会	"	平成17年2月2日から 平成17年2月2日まで
飯塚商工会議所	"	平成17年2月3日から 平成17年2月3日まで
大牟田商工会議所	"	平成17年2月3日から 平成17年2月3日まで
大川商工会議所	"	平成17年2月3日から 平成17年2月3日まで
北九州商工会議所	"	平成17年2月4日から 平成17年2月4日まで
春日市商工会	"	平成17年2月4日から 平成17年2月4日まで
福岡県農業会議	"	平成17年2月4日から 平成17年2月4日まで
財団法人 福岡県教職員互助会	"	平成17年2月9日から 平成17年2月10日まで
財団法人 福岡県学校給食会	"	平成17年2月9日から 平成17年2月10日まで

2 監査の範囲

今回の監査は、県が資本金、基本金その他これに準ずるものの4分の1以上を出資している団体、県が平成15年度において財政的援助を行った団体及び県が平成15年度において地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を委託している団体等35団体について、財政的援助等に係る出納その他の事務が、援助等の目的に沿って適正かつ効率的に執行されているかについて実施した。

3 監査対象団体の概要及び財政的援助等の内容

監査対象団体ごとの事業の概要及びこれらの事業を助成するため県が行った財政的援助等の内容は次表のとおりである。

団体名	事業の概要	財政的援助等の内容
財団法人 福岡県環境保全公社	廃棄物の適正な処理・処分に関する事業を行うとともに、広く県民に対し廃棄物に関する知識の普及啓発を図り、もって県民の快適で住み良い生活環境づくりと産業経済の健全な発展に資することを目的として、次の事業等を実施している。 1 廃棄物の処理・処分に関する事業 2 廃棄物の再資源化に関する事業 3 廃棄物の処理に関する調査研究事業 4 廃棄物の処理に関する啓発事業	県は、基本金の全額を出資し、事業運営に要する経費に対し補助金を交付し、及び事業推進に要する資金を貸付けている。 援助等の明細は、次のとおりである。 ○福岡県環境保全公社出資金 54,470,000円 (うち15年度 11,610,000円) ○福岡県環境保全公社運営事業費補助金 20,820,313円 ○福岡県環境保全公社事業資金貸付金 225,888,000円 (うち15年度 0円) ○福岡県環境保全公社運営資金貸付金 174,426,000円 (うち15年度 174,426,000円)
学校法人 沖学園 沖学園高等学校	教育基本法及び学校教育法に基づき、独自の建学精神により地域の教育振興に寄与すべく特色ある後期中等教育を行っている。	県は、当高等学校における教育の振興、保護者の教育費負担の軽減及び教育条件の維持向上等を図るため、次のとおり補助金を交付している。 ○福岡県私立学校経常費補助金 387,854,000円 ○福岡県私立高等学校授業料軽減補助金 17,632,400円
学校法人 杉森女子学園 杉森女子高等学校	教育基本法及び学校教育法に基づき、独自の建学精神により地域の教育振興に寄与すべく特色ある後期中等教育を行っている。	県は、当高等学校における教育の振興、保護者の教育費負担の軽減及び教育条件の維持向上等を図るため、次のとおり補助金を交付している。 ○福岡県私立学校経常費補助金 315,770,000円 ○福岡県私立高等学校授業料軽減補助金 20,004,900円
学校法人 福智学園 福智高等学校	教育基本法及び学校教育法に基づき、独自の建学精神により地域の教育振興に寄与すべく特色ある後期中等教育を行っている。	県は、当高等学校における教育の振興、保護者の教育費負担の軽減及び教育条件の維持向上等を図るため、次のとおり補助金を交付している。 ○福岡県私立学校経常費補助金 267,227,000円 ○福岡県私立高等学校授業料軽減補助金 15,253,200円

福岡県漁業信用基金協会	会員である中小漁業者、水産加工業者等が必要とする資金の融通の円滑化を図るため、中小漁業者等が金融機関から融資を受ける場合、その金融機関に対する債務の保証事業を実施している。	県は、基本金の28.8%を出資するとともに、事業運営に要する経費に対しては補助金の交付又は資金の貸し付けを行っている。援助等の明細は、次のとおりである。 ○福岡県漁業信用基金協会出資金 320,450,000円 (うち15年度 0円) ○福岡県漁業信用基金協会指導事業強化費補助金 7,870,000円 ○福岡県漁業信用基金協会運営資金貸付金 476,000,000円
日本遠洋底曳網漁業信用基金協会	中小漁業の振興を図るため、会員である中小漁業者等が漁業経営等に必要となる資金を金融機関から融資を受ける場合、その金融機関に対する債務の保証事業を実施している。	県は、基本金の49.8%を次のとおり出資している。 ○日本遠洋底曳網漁業信用基金協会出資金 124,000,000円 (うち15年度 0円)
学校法人 村端学園 志井幼稚園	教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行なうことを目的とする。	県は、当幼稚園における教育の振興、保護者の教育費負担の軽減及び教育条件の維持向上を図るため、次のとおり補助金を交付している。 ○福岡県私立学校経常費補助金 62,883,000円
学校法人 博多学園 博多幼稚園	教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行なうことを目的とする。	県は、当幼稚園における教育の振興、保護者の教育費負担の軽減及び教育条件の維持向上を図るため、次のとおり補助金を交付している。 ○福岡県私立学校経常費補助金 60,717,000円
社会福祉法人 福岡県盲人協会	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができよう支援することを目的として、次の社会福祉事業等を行う。 1 第1種社会福祉事業 身体障害者授産施設福岡光明園の設置経営 2 第2種社会福祉事業 (1) 福岡点字図書館の設置経営 (2) 失明者更正相談所及び失明者結婚相談所の設置経営 3 一般失明者の文化向上に関する事業 4 一般失明者の福祉増進に関する事業	県は、当協会の事業に要する経費に対し、次のとおり補助金を交付している。 ○福岡県盲人協会運営費補助金 2,100,000円 ○福岡県点字図書館等事務費補助金 25,049,040円 ○視覚障害者情報提供施設運営法人運営費補助金 208,646円 ○「第40回九州視覚障害者グラウンドソフトボール大会」並びに「第31回九州視覚障害者サウンドテータブルテニス大会」開催費補助金 300,000円 ○福岡県社会福祉施設等施設整備費及び設備整備費県負担(補助)金 66,153,000円
大牟田リサイクル発電株式会社	ごみ焼却によるダイオキシン類対策と余熱発電(サーマルリサイクル)を目的として、RDF(ごみ固形化燃料)の焼却及び発電施設の運転・管理を行っている。	県は、基本金の35.0%を出資している。 ○大牟田リサイクル発電株式会社出資金 70,000,000円 (うち15年度 0円)

財団法人 福岡県職員互助会	県職員等の福利の増進等を図り、もって県行政の円滑かつ能率的な運営に資するとともに、県民福祉の向上に寄与することを目的として、県職員等の福利厚生に関する事業を実施している。	県は、当互助会の事業運営に要する経費に対し、次のとおり補助金を交付している。 ○福岡県職員互助会補助金 285,911,048円
財団法人 福岡県警察職員互助会	警察活動に対する県民の理解と協力を高め、民警一体の警察機能の発揚を図り、もって社会公共の秩序維持に寄与するとともに、警察職員の相互共済・福祉増進を図ることを目的として、次の事業を実施している。 1 警察に協力した者の表彰 2 警察広報活動及びその協力 3 警察職員及びその家族の福祉厚生	県は、当互助会の事業運営に要する経費に対し、次のとおり補助金を交付している。 ○福岡県警察職員互助会補助金 297,076,000円
社団法人 福岡市医師会	医道の昂揚、医学、医術の発達並びに公衆衛生の向上を図り、あわせて会員の福祉を増進することを目的として、医療の普及・充実、地域保健の確立・整備、医学の振興等の事業を実施している。	県は、当医師会の事業運営に要する経費に対し、次のとおり補助金を交付している。 ○看護師等養成所運営費補助金 72,169,000円
財団法人 福岡県看護等研究研修センター	保健師、助産師、看護師及び准看護師の職業倫理及び一般的教養の向上並びに看護（保健、助産を含む。）に関する専門的学術の研究及び研修並びに公衆衛生の普及指導に努め、もって、県民の健康と福祉の向上に寄与することを目的として、次の事業等を実施している。 1 ナースバンクに関する事業 2 看護にかかわる教育、研究、研修及び調査に関すること 3 看護業務の改善及び研究向上に関する事業 4 会員の知識及び技能の向上に資するための事業 5 公衆衛生の普及指導に関する事業 6 会員の福祉及び相互扶助に関する事業 7 公衆衛生関係団体との連絡調整に関する事業 8 福岡県看護等研究研修センターの維持運営に関する事業 9 その他前条の目的を達成するために必要な事業	県は、当センターの事業運営に要する経費に対し、次のとおり補助金を交付している。 ○福岡県看護等研究研修センター運営費等補助金 11,530,000円
財団法人 福岡県建築住宅センター	住宅に関する知識の普及、住宅相談の実施等を通じて住宅需要者の保護を図るとともに、建築・住宅関連の業者、技術者等の研修、建築技術に関する調査研究等によって建築・住宅関連産業の振興を図り、あわせて建築確	県は、当センターの事業運営に要する経費に対し、次のとおり補助金を交付している。 ○福岡県建築住宅センター運営費補助金 35,214,000円 ○福岡県住宅関連研修事業補助金 3,058,000円

	<p>認、検査その他審査業務、建築物の設計・工事監理業務、建築物の安全性の確保のための業務等を実施し、もって県民福祉の向上に資することを目的として、建築・住宅に関する事業等を実施している。</p>	<p>○福岡県住宅情報提供推進事業補助金 5,128,000円</p> <p>○福岡県快適な住まいづくり推進補助金 2,778,000円</p>
<p>財団法人 グリーンピア八女</p>	<p>大規模年金保養基地グリーンピア八女の円滑な運営を図るとともに、高齢者の生きがい対策及び余暇活動に関する調査等を行い、年金受給者、勤労者等の福祉の向上を促進し、活力と魅力にあふれる地域づくりに寄与するため、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 年金保養基地の経営の受託 2 年金受給者の生きがい対策及び勤労者等の余暇活動調査 3 老人クラブ、スポーツ団体、学校等の交流促進対策 4 野外活動、研修、フェスティバル等の企画、運営及び指導 5 公共団体及び民間団体等の保養関連施設と連携する共同事業の開発 	<p>県は、基本金の54.5%を出資するとともに、事業運営に要する経費に対しては補助金の交付又は資金の貸し付けを行っている。援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○グリーンピア八女出損金 30,000,000円 (うち15年度 0円)</p> <p>○グリーンピア八女運営事業費補助金 10,075,000円</p> <p>○グリーンピア八女運営事業貸付金 51,223,818円 (うち15年度 0円)</p>
<p>福岡県商工会連合会</p>	<p>商工会の健全な発展を図り、もって商工業の振興に寄与することを目的として、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 商工会の組織、事業についての指導連絡 2 商工業に関する専門的事項についての相談指導 3 商工業に関する情報、資料の収集及び提供 4 商工会の意見を総合してこれを公表し、又は国会、行政庁等に具申し、若しくは建議すること 	<p>県は、当連合会が行う、小規模事業者に対する指導等の事業に要する経費に対し、次のとおり補助金を交付している。</p> <p>○小規模事業経営支援事業費補助金 388,384,190円</p> <p>○中小企業団体組織強化対策費補助金 21,450,000円</p> <p>○小規模事業経営資源強化対策費補助金 4,044,000円</p> <p>○能力開発強化補助金 141,900円</p>
<p>福岡県土地改良事業団体連合会</p>	<p>土地改良事業を行う者の協同組織により、土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保し、及びその協同の利益を増進することを目的として、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会員の行う土地改良事業に関する技術的な指導その他の援助 2 土地改良事業に関する教育及び情報提供 3 土地改良事業に関する調査及び研究 4 農地の集団化の指導奨励 5 国又は都道府県の行う土地改良事業に対する協力 6 前各号に掲げる事業のほか、土地改良法第111条の2の目的を達成するために必要な事業 	<p>県は、当連合会の事業運営に要する経費に対し、次のとおり補助金を交付している。</p> <p>○土地改良事業推進対策費補助金 9,188,000円</p> <p>○換地促進対策事業費補助金 11,960,000円</p> <p>○換地事務推進対策費補助金 9,300,000円</p> <p>○土地改良施設維持管理適正化事業補助金 64,680,000円</p> <p>○基幹水利施設技術管理強化特別指導事業補助金 24,140,000円</p> <p>○調査設計事業費補助金 90,575,000円</p> <p>○担い手育成支援事業費補助金 38,618,000円</p> <p>○土地改良負担金償還平準化事業費利子補給補助金 3,498,708円</p>

<p>特定非営利活動法人 高度IT人材アカデミー</p>	<p>高度情報社会に必要となすスキルを持ち、国際的に適用する高度なIT人材を育成するための教育事業を実施することにより、社会におけるITの高度な活用を実現し、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的として、IT人材の育成事業等を実施している。</p>	<p>○農地流動化支援水利用調整事業費補助金 7,800,000円</p> <p>県は、当法人の事業運営に要する経費に対し、次のとおり補助金を交付している。 ○高度IT人材育成支援事業費補助金 238,549,500円</p>
<p>職業訓練法人 北九州地区職業訓練協会</p>	<p>職業訓練に関する地域の中枢機関として、需要に即応した技能労働者の養成、技能の維持向上を図り、地域の経済・社会の発展に寄与することを目的として、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 認定職業訓練の実施 2 会員の行う認定職業訓練に関する指導及び情報の提供 3 事業主等の行う教育訓練に対する技術援助 4 技術労働者に対する技能の維持向上のための訓練、研修等の実施 	<p>県は、当協会の事業運営に要する経費に対し、次のとおり補助金を交付している。 ○北九州地区職業訓練協会補助金 5,420,000円 ○地域職業成人訓練実施団体育成補助金 2,000,000円 ○認定職業訓練助成事業費補助金（運営費） 67,227,780円 ○認定職業訓練助成事業費補助金（施設及び設備費） 4,217,000円</p>
<p>職業訓練法人 福岡地区職業訓練協会</p>	<p>職業訓練に関する地域の中枢機関として、需要に即応した技能労働者の養成、技能の維持向上を図り、地域の経済・社会の発展に寄与することを目的として、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 認定職業訓練の実施 2 会員の行う認定職業訓練に関する指導及び情報の提供 3 事業主等の行う教育訓練に対する技術援助 4 技術労働者に対する技能の維持向上のための訓練、研修等の実施 	<p>県は、当協会の事業運営に要する経費に対し、次のとおり補助金を交付している。 ○福岡地区職業訓練協会補助金 9,050,000円 ○認定職業訓練助成事業費補助金（運営費） 40,738,400円</p>
<p>社団法人 福岡県私立学校福祉会</p>	<p>私立学校教職員の福祉を増進し、もって健全な学校教育の振興に寄与することを目的として、学校法人の設置する小学校、中学校、高等学校に勤務する常勤の教職員等に係る退職金支給に要する資金の貸付及び教職員等に対する資金の貸付事業を実施している。</p>	<p>県は、当福祉会の退職資金給付事業に要する経費に対し、次のとおり補助金を交付している。 ○福岡県私立学校福祉会補助金 580,521,000円</p>
<p>社団法人 福岡県私立幼稚園退職金 基金社団</p>	<p>私立幼稚園等に勤務する教職員の福祉を増進し、もって幼稚園教育の振興に寄与することを目的として、会員が設置する幼稚園等に勤務する常勤の教職員等が退職した場合に、当該会員の支給すべき退職手当の資金をその会員に給付する事業を実施している。</p>	<p>県は、当社団の事業運営に要する経費に対し、次のとおり補助金を交付している。 ○福岡県私立幼稚園退職金基金社団補助金 294,148,000円</p>

<p>社団法人 福岡県トラック協会</p>	<p>貨物自動車運送事業及び貨物運送取扱事業の改善向上と適正円滑な運営態勢の確立に努め、業界の健全なる発展を推進するための事業を実施している。</p>	<p>県は、当協会の事業運営に要する経費に対し、次のとおり交付金を交付している。 ○運輸事業振興助成交付金 764,504,000円</p>
<p>社団法人 福岡県バス協会</p>	<p>一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業の経営基盤の強化並びに利用者に対するサービスの改善を促進するための事業を実施している。</p>	<p>県は、当協会の事業運営に要する経費に対し、次のとおり交付金を交付している。 ○運輸事業振興助成交付金 66,876,000円</p>
<p>行橋商工会議所</p>	<p>商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、商工業の発展に寄与することを目的として、次の事業等を実施している。 1 意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること 2 商工業に関する調査研究 3 商工業に関する情報、資料の収集及び提供 4 商工業に関して、相談に応じ指導を行うこと</p>	<p>県は、当商工会議所が行う、小規模事業者に対する指導等の事業に要する経費に対し、次のとおり補助金を交付している。 ○小規模事業者経営支援事業費補助金・小規模事業者対策推進事業費補助金 51,964,066円</p>
<p>大野城市商工会</p>	<p>商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、商工業の発展に寄与することを目的として、次の事業等を実施している。 1 意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること 2 商工業に関する調査研究 3 商工業に関する情報、資料の収集及び提供 4 商工業に関して、相談に応じ指導を行うこと</p>	<p>県は、当商工会が行う、小規模事業者に対する指導等の事業に要する経費に対し、次のとおり補助金を交付している。 ○小規模事業者経営支援事業費補助金・小規模事業者対策推進事業費補助金 57,496,890円</p>
<p>飯塚商工会議所</p>	<p>商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、商工業の発展に寄与することを目的として、次の事業等を実施している。 1 意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること 2 商工業に関する調査研究 3 商工業に関する情報、資料の収集及び提供 4 商工業に関して、相談に応じ指導を行うこと</p>	<p>県は、当商工会議所が行う、小規模事業者に対する指導等の事業に要する経費に対し、次のとおり補助金を交付している。 ○小規模事業者経営支援事業費補助金・小規模事業者対策推進事業費補助金 64,052,640円 ○小規模事業者経営資源強化対策費補助金 2,666,000円 ○商店街等活性化事業補助金 5,000,000円 ○福岡県中心市街地等商店街商業集積活性化事業 373,548,000円</p>
<p>大牟田商工会議所</p>	<p>商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、商工業の発展に寄与することを目的として、次の事業等を実施している。</p>	<p>県は、当商工会議所が行う、小規模事業者に対する指導等の事業に要する経費に対し、次のとおり補助金を交付している。 ○小規模事業者経営支援事業費補助金・小規模事業者対策推進事業費補助金</p>

	<p>1 意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること</p> <p>2 商工業に関する調査研究</p> <p>3 商工業に関する情報、資料の収集及び提供</p> <p>4 商工業に関して、相談に応じ指導を行うこと</p>	87,301,281円
大川商工会議所	<p>商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、商工業の発展に寄与することを目的として、次の事業等を実施している。</p> <p>1 意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること</p> <p>2 商工業に関する調査研究</p> <p>3 商工業に関する情報、資料の収集及び提供</p> <p>4 商工業に関して、相談に応じ指導を行うこと</p>	<p>県は、当商工会議所が行う、小規模事業者に対する指導等の事業に要する経費に対し、次のとおり補助金を交付している。</p> <p>○小規模事業者経営支援事業費補助金・小規模事業者対策推進事業費補助金</p> <p>57,242,711円</p>
北九州商工会議所	<p>商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、商工業の発展に寄与することを目的として、次の事業等を実施している。</p> <p>1 意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること</p> <p>2 商工業に関する調査研究</p> <p>3 商工業に関する情報、資料の収集及び提供</p> <p>4 商工業に関して、相談に応じ指導を行うこと</p>	<p>県は、当商工会議所が行う、小規模事業者に対する指導等の事業に要する経費に対し、次のとおり補助金を交付している。</p> <p>○小規模事業者経営支援事業費補助金・小規模事業者対策推進事業費補助金</p> <p>361,171,024円</p> <p>○小規模事業者経営資源強化対策費補助金</p> <p>2,300,000円</p>
春日市商工会	<p>商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、商工業の発展に寄与することを目的として、次の事業等を実施している。</p> <p>1 意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること</p> <p>2 商工業に関する調査研究</p> <p>3 商工業に関する情報、資料の収集及び提供</p> <p>4 商工業に関して、相談に応じ指導を行うこと</p>	<p>県は、当商工会が行う、小規模事業者に対する指導等の事業に要する経費に対し、次のとおり補助金を交付している。</p> <p>○小規模事業者経営支援事業費補助金・小規模事業者対策推進事業費補助金</p> <p>50,615,118円</p>
福岡県農業会議	<p>農民の公正な意見を反映し、農業の立場を代表する組織として、その業務を行うことにより、農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位の向上に寄与することを目的として、次の事業等を実施している。</p> <p>1 農地法、農業経営基盤強化促進法その他の法令によりこの農業会議の</p>	<p>県は、当会議が行う、事業に要する経費に対し、次のとおり補助金を交付している。</p> <p>○福岡県農業経営対策事業推進費補助金等</p> <p>51,526,000円</p> <p>○農地流動化特別対策事業費補助金</p> <p>479,000円</p> <p>○福岡県水田農業経営確立対策事業等補助金</p> <p>304,000円</p>

	<p>所掌に属させられた事項を行うこと</p> <p>2 農業及び農民に関し意見を公表し、行政庁に建議し、又はその諮問に応じて答申すること</p> <p>3 農業及び農民に関する啓もう及び宣伝を行うこと</p> <p>4 農業及び農民に関する調査及び研究を行うこと</p> <p>5 農業委員会の委員及び職員等の講習及び研修を行うこと</p> <p>6 農業委員会等に関する法律第6条第2項に掲げる事項に関し、農業委員会に協力すること</p> <p>7 賛助員に対する連絡を行うこと</p> <p>8 第2号から前号までの業務に附帯する業務</p>	<p>○福岡県農業会議特別調査事務費補助金 302,000円</p> <p>○福岡県経営構造対策費補助金 15,352,000円</p> <p>○福岡県農業構造改善事業推進費補助金 10,700,000円</p>
<p>財団法人 福岡県教職員互助会</p>	<p>福岡県における教育の振興・発展に寄与し、併せて福岡県公立学校職員及び教育関係職員の相互共済・福祉増進を図ることを目的として、次の事業を実施している。</p> <p>1 教育の振興に関する事業</p> <p>2 公立学校職員及び教育関係職員の福利厚生に関する事業</p>	<p>県は、当互助会の事業運営に要する経費に対し、次のとおり補助金を交付している。</p> <p>○福岡県教職員互助会補助金 946,963,000円</p>
<p>財団法人 福岡県学校給食会</p>	<p>県内における学校給食用物質（県教育委員会が承認またはあせんするもの。）を適正円滑に供給し、あわせて学校給食の普及充実にすることを目的として、次の事業等を実施している。</p> <p>1 学校給食用物質の買入れ、売渡しその他供給に関する事業</p> <p>2 学校給食の普及充実に関する事業</p> <p>3 福岡県学校給食総合センターの管理・運営</p> <p>4 前各号に掲げる事業に附帯する事業</p>	<p>県は、当給食会が行う、学校給食用物資の円滑な供給を図るための資金として、次のとおり貸付を行っている。</p> <p>○福岡県学校給食用物資購入運転資金貸付金 120,000,000円</p>

第2 監査の結果

各監査対象団体における財政的援助等に係る出納及びその他の事務は、次のとおり一部の団体においては是正を要するものが見受けられた。

- (1) (職訓) 北九州地区職業訓練協会
認定職業訓練助成事業において、補助金の交付を過大に受けている講座が見受けられた。
- (2) (職訓) 福岡地区職業訓練協会
認定職業訓練助成事業において、補助金の交付を過大に受けている講座が見受けられた。

その他の監査対象団体は、財政援助等の目的に沿っておおむね適正に執行されていると認められた。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第61号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定に基づき、次の者を平成17年4月1日付で少年指導委員として委嘱するので、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則）第2条の規定により告示する。

平成17年4月6日

福岡県公安委員会

氏名	住所	活動区域	
		名称	区域
早川 鴻之輔	福岡市中央区西中洲9-6	○ 天神地区 ○ 清川・春吉地区	福岡市中央区のうち 天神、大名、舞鶴、赤坂、今泉、警固、薬院 福岡市中央区のうち 西中洲、春吉、渡辺通、清川、高砂、白金、平尾、大字平尾
大崎 信昭	福岡市中央区大名2-6-20-510		
林 和子	福岡市中央区天神4-7-15		
舌間 建喜	福岡市中央区大名1-9-11-601		
佐藤 隆昭	福岡市中央区唐人町1-8-53		
井上 鴻一	福岡市中央区大名2-10-2-B-903		
坂本 秀代	福岡市中央区天神3-6-19		
内林 美恵子	福岡市中央区大名1-12-45		
後藤 和範	福岡市中央区清川1-11-3		
梅月 智子	福岡市中央区大名1-2-20-201		
伴 莞爾	福岡市博多区三筑2-2-36-103		

藤川 環	福岡市博多区吉塚8-7-36	○ 雑餉隈地区 ○ 千代・吉塚地区 ○ 中洲・川端地区 ○ 博多駅前地区	福岡市博多区のうち 銀天町、寿町、元町、相生町、光丘町、南本町、南八幡町、竹丘町、西春町、麦野、東雲町 福岡市博多区のうち 千代、吉塚 福岡市博多区のうち 中洲、上川端町、下川端町 福岡市博多区のうち 上呉服町、御供所町、住吉、堅粕、比恵町、博多駅東、博多駅前、博多駅中央街、博多駅南、東光、東比恵、山王、上牟田、半道橋
小泉 博美	福岡市博多区千代1-21-16-324		
福山 誠	福岡市博多区博多駅前4-36-19		
緒方 博	福岡市博多区美野島3-17-5		
満生 博文	福岡市博多区住吉2-12-3		
安武 重次郎	福岡市博多区博多駅前4-16-9		
中川 哲雄	福岡市博多区中洲5-1-2		
迫野 譲二	福岡市博多区浦田1-29-10		
片岡 良二	福岡市博多区大博町11-5		
米倉 仁山	福岡市東区下原1-25-7		
宮石 昭紘	福岡市東区箱崎1-29-4		
猿渡 明	福岡市東区名島3-22-46		
萩尾 武士	福岡市東区香椎駅東3-27-9		
早川 哲也	福岡市東区和白丘2-10-32		
奥田 信行	福岡市東区高美台4-8-9		
深野 栄介	福岡市東区香椎駅前2-6-30-206		
竹之内 忠	福岡市東区社領2-12-8		

原 康 彦	福岡市早良区西新2-1-43	○ 西新地区 ○ 姪の浜地区 ○ 長尾、七隈地区	福岡市早良区のうち 西新、城西、祖原、高取、百道、曙、弥生、藤崎、室見 福岡市早良区のうち 愛宕、姪の浜 福岡市城南区のうち 長尾、友丘、神松寺、七隈
鈴木利英	福岡市城南区茶山2-24-22		
室津健次	福岡市早良区野芥3-16-8		
田崎 敏	福岡市城南区茶山4-1-10-307		
小野真利	福岡市西区拾六町4-3-20		
中村幸雄	福岡市西区泉1-7-20		
後藤武司	福岡市早良区原3-15-1-126	○ 大橋・野間地区 ○ 井尻地区	福岡市南区のうち 清水、向野、三宅、塩原、向野新町、和田、下日佐、玉川、高宮、野間、大池、若久、多賀 福岡市南区のうち 五十川、井尻、折立、横手、日佐、的場、高木
富山孝昭	福岡市西区泉1-5-1		
稲永寛一郎	福岡市南区弥永5-25-11		
木原哲司	福岡市南区大楠1-19-6		
溝口博文	福岡市南区清水1-8-50		
勝野隆恵	福岡市南区大橋3-30-7		
川上ヨシ子	福岡市南区五十川1-14-1		
重松悦子	福岡市南区塩原3-5-15		
鶴田満徳	福岡市南区大橋2-18-1		
内野富美子	福岡市南区五十川1-9-6		
春日康信	宗像市自由ヶ丘西町12-9	○ 宗像地区	宗像市のうち

有 田 昇	福津市東福岡5-10-2	○ 福岡地区	東郷、土穴、田熊 福津市のうち 中央、西福岡、花見の里、花見が浜、花見が丘、福岡南、手光南、小竹、東福岡、光陽台南、桜川、有弥の里、光陽台、若木台、高平、手光、津丸、久末、八並、上西郷、内殿、畦町、本木、舍利蔵
熊谷三郎次	筑紫野市紫1-24-27	○ 二日市地区	筑紫野市のうち 二日市北、二日市南、二日市西、二日市中央、湯町
木村文夫	大野城市南ヶ丘6-5-5	○ 春日地区	春日市のうち 春日原北町、春日原東町
井上敏明	筑紫郡那珂川町中原652	○ 太宰府地区	太宰府市のうち 大字太宰府（五条）、大字通古賀、大字大佐野、大字水城
白水善隆	筑紫郡那珂川町松木2-153	○ 下大利地区	大野城市のうち 下大利、東大利
平野健蔵	春日市惣利5-135	○ 那珂川地区	筑紫郡那珂川町のうち 片縄、道善、大字今光、大字片縄、大字道善
結城満義	筑紫郡那珂川町大字別所1139-1		
山手 健	糟屋郡久山町大字久原1774-4	○ 古賀地区	古賀市のうち 古賀
牟田正光	糟屋郡新宮町大字新宮258-2	○ 志免地区 ○ 篠栗地区	糟屋郡志免町のうち 大字志免 糟屋郡篠栗町のうち 大字篠栗
飯田昭雄	朝倉郡杷木町大字徳坂118	○ 甘木地区	甘木のうち 大字甘木、大字頓田
中原茂利	朝倉郡筑前町大字野町1149-1	○ 原鶴地区	朝倉郡杷木町のうち 大字志波
徳永宏威	北九州市戸畑区丸町1-2-3	○ 浅生地区	北九州市戸畑区のうち 浅生、中本町、初音町、汐井町、旭町、幸町、新地
原田 修	北九州市戸畑区天神1-11-35		

宗 雪 修	北九州市戸畑区牧山 2-12-812	○ 天籟寺地区	北九州市戸畑区のうち 菅原、天籟寺、正津町、夜宮
菊 池 茂 樹	北九州市戸畑区菅原 3-8-19	○ 中原地区	北九州市戸畑区のうち 中原西
作 間 忠 孝	北九州市若松区中川 町2-9	○ 本町地区	北九州市若松区のうち 本町、中川町、白山
浜小路 兼 生	北九州市若松区波打 町6-13		
仲 山 チエ子	北九州市若松区西小 石町17-6		
山 下 康 子	北九州市若松区浜町 1-7-31		
柿 木 稔	遠賀郡芦屋町正門町 5-9	○ 折尾地区	北九州市八幡西区のうち 折尾、堀川町、北鷹見町、南鷹 見町、光明、千代ヶ崎
山 川 昌 則	遠賀郡芦屋町緑ヶ丘 1-1-108	○ 中間地区	中間市のうち 大字中間、(昭和町、栄町、川 端御館町)
渡 辺 大	遠賀郡遠賀町大字別 府4045-1	○ 芦屋地区	遠賀郡芦屋町のうち 正門町、船頭町、高浜町
手代木 勇 一	遠賀郡水巻町吉田東 2-20-12	○ 遠賀地区	遠賀郡遠賀町のうち 大字広渡、大字今古賀
坂 口 弘 二	北九州市門司区大里 東4-12-29	○ 大里地区	北九州市門司区のうち 下二十町、中二十町、上二十町、 黄金町、大里、戸ノ上、柳町、 高田、不老町、原町別院、大里 原町、柳原町、別院、新原町、 東馬寄、下馬寄、杜の木、上馬 寄、西新町、東新町、藤松、中 町
河 村 勝 美	北九州市門司区錦町 5-25		
山 口 三 男	北九州市門司区原町 別院12-1		
清 水 信 之	北九州市門司区泉ヶ 丘1-6-406	○ 門司港地 区	北九州門司区のうち 栄町、錦町、庄司町、老松町、 西海岸、広石、清滝、東本町、 東門司、丸山、清見

和 智 岡 子	北九州市小倉南区沼 緑町4-6-24	○ 徳力地区	北九州市小倉南区のうち 大字徳力、志徳、企救丘、守恒、 大字守恒
濱 田 俊 史	北九州市小倉南区大 字石原町477	○ 吉田地区	北九州市小倉南区のうち 沼本町、沼緑町、沼南町
矢 野 了	北九州市小倉南区下 南方2-6-15	○ 葛原地区	北九州市小倉南区のうち 葛原、葛原東、葛原本町
林 利 治	北九州市小倉南区津 田新町3-12-3	○ 長行地区	北九州市小倉南区のうち 長行東、長行西、高野、徳吉東、 徳吉西
		○ 曾根地区	北九州市小倉南区のうち 津田、長野、下曾根、大字朽網
宮 地 久 男	北九州市八幡東区日 の出3-12-4	○ 中央地区	北九州市八幡東区のうち 中央
岸 原 庸 夫	北九州市八幡東区春 の町2-8-5		
古 野 智 慎	北九州市八幡東区中 央1-3-10-1001		
坂 本 義 徳	北九州市八幡東区高 見2-10-1-808		
宮 弘	北九州市小倉北区霧 が丘3-9-2	○ 小倉駅前 地区	北九州市小倉北区のうち 京町、魚町、米町、鍛冶町、堺 町、紺屋町
緒 方 弘 治	北九州市小倉北区金 田2-10-9	○ 三萩野地 区	北九州市小倉北区のうち 黄金町、白銀町
水 岩 敏 昭	北九州市小倉北区黄 金1-8-24		
尾 家 秀 雄	北九州市小倉北区中 津口2-1-27		
松 永 忠 義	北九州市小倉北区吉 野町9-15		
永 尾 元 彦	北九州市小倉北区末 広1-11-19		
苺 田 正 樹	北九州市小倉北区末 広1-9-9-103		

<p>淵上 憲士郎 久留米市合川町1738-9</p> <p>森 永 雅 之 久留米市小頭町94</p> <p>田 中 幹 雄 久留米市南薫町1570-3</p> <p>前 岡 義 人 久留米市長門石町3-1-24</p> <p>角 正 司 久留米市通町10-11-503</p> <p>青 木 茂 樹 久留米市日吉町15-7</p>	<p>○ 西鉄久留米駅地区</p>	<p>久留米市のうち 東町、天神町、大手町</p>
<p>重 松 憲 一 八女郡広川町大字吉常635-1</p> <p>谷 川 侯 司 八女郡立花町大字北山3892-2</p>	<p>○ 八女地区</p> <p>○ 広川地区</p>	<p>八女市のうち 大字本町、大字本村、大字納楚、大字稲富、大字吉田、大字藕池、大字蒲原</p> <p>八女郡広川町のうち 大字新代、大字川上、大字広川</p>
<p>中 島 雅 好 柳川市三橋町蒲船津556</p> <p>山 口 龍 二 柳川市吉富町320-3</p>	<p>○ 京町地区</p> <p>○ 駅前地区</p>	<p>柳川市のうち 新町、出来町、細工町、小道具町、東魚屋町、北長柄町、南長柄町、椿原町、京町、隅町、旭町、恵美須町、常磐町、横山町、八軒町、辻町、中町、曙町、八百屋町、本船津町、新船津町、糍屋町、鍛冶屋町、元町、片原町、蟹町、西魚屋町、筑紫町、保加町、上町、材木町、新外町、柳町、坂本町、一新町、本町、袋町、奥州町、宮永町、茂庵町、城南町、本城町、城隅町、鬼童町</p> <p>柳川市のうち 三橋町正行、三橋町高畑、三橋町蒲船津、三橋町下百丁、三橋町今古賀、三橋町江曲、三橋町藤吉</p>

<p>金 崎 泰 治 大牟田市大字唐船130-8</p> <p>藤 木 豊 大牟田市東萩尾町389-8</p> <p>古 池 敬 大牟田市通町2-15</p> <p>平 川 正 治 大牟田市諏訪町2-102</p> <p>坂 本 幸 弘 三池郡高田町大字今福691-2</p> <p>塚 本 勝 彦 大牟田市大字吉野1220-7</p> <p>藤 原 優 子 大牟田市臼井町116</p> <p>前 原 和 吉 三池郡高田町大字北新開451</p>	<p>○ 明治地区</p> <p>○ 大正地区</p>	<p>大牟田市のうち 明治町、栄町、城町、大黒町、中町、東新町、旭町、柿園町、日出町、天神町、北磯町、新開町、健老町、浜町、恵比須町、椿黒町、常盤町、左古町、泉町、谷町、築町、山上町</p> <p>大牟田市のうち 大正町、港町、中島町、住吉町、中友町、本町、新地町、西新町、浜田町、西浜田町</p>
--	-----------------------------	---

福岡県公安委員会告示第63号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第11条の3第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第1条の規定により公示する。

平成17年4月6日

福岡県公安委員会

1 警備員指導教育責任者講習の期日、時間及び場所

講 習 期 日	講習時間	講 習 場 所
平成17年5月9日（月）から同年5月13日（金）までの間	午前9時から 午後5時まで	福岡市博多区博多駅東2丁目4番31号第5岡部ビル4階 福岡県警備業協会警備員教育研修センター

2 受講対象者

(1) 最近5年間に警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定に合格した者

(3) 検定規則第1条第2項に規定する2級の検定に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上警備業務に従事している者

3 受講申込みに必要な書類等

(1) 講習規則別記様式第1号の受講申込書正副2通、印鑑及び写真（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦横各3cm大の顔写真）3枚のほか

ア 前記2の(1)に該当する者にあつては、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面及び履歴書

イ 前記2の(2)に該当する者にあつては、1級の検定に係る検定の合格証の写し

ウ 前記2の(3)に該当する者にあつては、2級の検定に係る検定の合格証の写し及び警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面

4 受講申込手続等

(1) 受講受付は、平成17年4月11日（月）から平成17年4月22日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く）の午前10時から午後5時までの間、社団法人福岡県警備業協会警備員教育研修センターにおいて行う。

(2) 受講受付は、前記3受講申込みに必要な書類等を持参のうえ、原則として受講者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講者本人の委任状を持参すること（代理人1人につき受講者1人まで有効とする。）。

(3) 受付期間は、前記のとおりであるが、受付期間であっても、受付人員が予定の70人となったときは、受け付けを締切ることとする。

(4) 受講受付後3日以内に、原則的に住居地を管轄する警察署生活安全課又は生活安全刑事課において受講申込みを行い、講習受講手数料37,000円を福岡県領収証紙により納付すること。その際受講票の交付を受けること。

なお、他県居住者については、最寄りの福岡県内の警察署生活安全課又は生活安全刑事課を通じて行うこと。

5 講習委託先の名称等

(1) 名称

社団法人福岡県警備業協会

(2) 所在地

福岡市博多区博多駅東2丁目4番31号

6 受付先の名称等

(1) 名称

社団法人福岡県警備業協会警備員教育研修センター

(2) 所在地

福岡市博多区博多駅東2丁目4番31号第5岡部ビル4階

7 その他

(1) 受講者は、講習期間中、筆記用具及び受講申込み時に交付を受けた警備員指導教育責任者講習受講票を必ず持参すること。

(2) 講習の詳細について必要があれば、最寄りの警察署、福岡県警察本部生活安全総務課（電話092（641）4141内線3033）に問い合わせること。



福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第645号の2

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、東峰村長職務執行者から東峰村の字の名称を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、告示の日から効力を生ずるものとする。

平成17年3月28日

福岡県知事 麻 生 渡

次の字の名称を変更する。

変 更 前	変 更 後
大字鼓	大字小石原鼓